

企業会計基準委員会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

実務対応報告公開草案第 39 号

**「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
に関する実務上の取扱い（案）」について**

2013年7月2日に公表された標記公開草案（以下『公開草案』）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 実務上の取扱いの明確化に関して

従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会または受給権を付与された従業員に、信託を通じて自社の株式を交付する取引は、現状の会計処理にばらつきが見られると言われてきた。これに対して、企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が当該取引の会計処理に関する実務上の取扱いを明らかにした『公開草案』を支持する。特に、我々は財務諸表を利用する立場から、第 16 項で取引の概要など、第 17 項で 1 株当たり情報、第 18 項で株主資本変動計算書に関して、注記による開示の取扱いを明確に定めたことを高く評価している。

2. 取引の概要等の注記と議決権の行使に関して

『公開草案』の第 16 項では、取引の概要などを各期において注記で開示としている。この注記から当該取引の存在と概要が容易に把握できるため、企業分析などに有用な情報が得られるであろう。特に、従業員持株会に交付する自社の株式取得を目的とした信託の借入金について、株価が下落しなければ当該株式の売却資金で返済されるという、通常の借入金とは異なる性格を考慮し、信託の借入金の帳簿価額の注記を求めた点は評価したい。

一方で、取引の概要をより明解に把握できる様に、『公開草案』の第 16 項(1)の「取引の概要」で開示すべき項目を、具体的に例示することを提案する。現状では、信託の保有する自社の株式に属する議決権の取扱いや行使の方針などに関する情報が、第 16 項(1)の開示に含まれるかどうか明確でなく、議決権がどの様に行使されるのか利用者が判断できない可能性を懸念するためである。

3. 自己株式と1株当たり情報の注記に関して

『公開草案』では信託が保有する自社の株式について、総額法により当該株式を純資産の部から控除する会計処理との整合性を考慮して、通常の自己株式と同様に発行済株式総数から控除して1株当たり情報を算定するとしている。信託が保有する当該株式には自益権や共益権があるため、通常の自己株式と同列の取り扱いが最良ではないかもしれない。

しかし、『公開草案』の「結論の背景」は第62項で、「信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の1株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。」と述べている。

この様に財務諸表の利用者への十分な配慮がなされているため、我々は『公開草案』の17項と18項の注記に関する提案を支持する。

4. 従来採用していた会計処理方法の継続に関して

『公開草案』では当該取引の開始から既に数年経過している企業が多数ある点などを理由に、既存の取引について新たな会計方針の適用を行わないことができる旨の経過的な取扱いを定めている。比較可能性の観点からは、既存の取引にも全て新しい会計方針が適用されるのが理想的であろう。

しかし、財務諸表の利用者への配慮から、第20項には従来適用していた方法を継続する場合には、各期における注記で開示することが定められており、1株当たり情報などの比較が可能な様に配慮されているため、新たな会計方針の適用を行わないことができる経過的な取扱いにも同意できる。

ただし、第20項(1)については、第16項(1)に関して提案したのと同等の開示内容を期待している。また、第20項(2)でも、「従来採用していた方法により会計処理を行っている旨」だけでなく、新たな会計方針を採用した企業との比較を容易にするため、従来採用していた方法の具体的な会計処理の内容の記載も追加することを提案する。

我が国の経済環境や株価の回復と共に、今後も従業員への福利厚生策の一つとして、従業員持株会または受給権を付与された従業員に、信託を通じて自社の株式を交付する取引は増え続けるであろう。それに備えて、財務諸表利用者の利便性に十分に配慮し、開示等の取扱いを明確にするため、多大の労力を惜しまなかったASBJと実務対応専門委員会の委員各位に感謝の意を表したい。

以 上